

行政資料 pickup!



2026年度診療報酬改定 医療DX関連の評価について

中央社会保険医療協議会（中医協）は2月13日、2026年度診療報酬改定について厚生労働大臣に答申しました。これにより、個別改定項目（いわゆる短冊）の具体的点数が明らかになりました。その中から、医療DX関連の評価についての内容をご紹介します。

調剤



- ◆ 医療DX推進体制整備加算を電子的調剤情報連携体制整備加算に改称
- ◆ 3つあった評価区分を1つに変更
- ◆ 電子処方箋システムによる重複投薬等チェックを行う体制を有することを要件に追加
- ◆ マイナ保険証利用率の基準はレセプト件数ベース30%以上
- ◆ 電子カルテ情報共有サービスに係る要件の経過措置を延長
- ◆ 医療情報取得加算を廃止

現行

【調剤基本料】

- 医療DX推進体制整備加算 1 10点
- 医療DX推進体制整備加算 2 8点
- 医療DX推進体制整備加算 3 6点
(月に1回限り)



改定案

【調剤基本料】

- 電子的調剤情報連携体制整備加算 8点**
(月に1回限り)

<追加の施設基準>

電子処方箋を受け付ける体制、調剤した薬剤に関する情報を電子処方箋システムに登録する体制、患者の服用する薬剤における有効成分の重複その他薬学的知見の観点から不適切な組合せの有無を電子処方箋システムにより確認する体制を有していること。

【施設基準(通知)】※赤字下線部以外変更なし

- ① **電子レセプト請求**を行っていること
 - ② **オンライン資格確認**を行う体制を有していること
 - ③ オンライン資格確認システムを通じて取得した診療情報を閲覧・活用し、調剤できる体制を有していること
 - ④ **電子処方箋を受け付け、調剤する体制**を有していること。紙の処方箋も含めて、原則として全ての調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録すること。
 - ⑤ 電磁的記録による調剤録・薬剤服用歴の管理の体制を有していること
 - ⑥ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有していること
 - ⑦ 算定する月の3か月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、**30%以上**であること
 - ⑧ ⑦について、算定する月の3か月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる
 - ⑨ 以下の事項を**薬局の見やすい場所に掲示**していること
 - イ **オンライン資格確認**等システムを通じて診療・薬剤情報を取得・活用していること
 - ロ **マイナ保険証の利用促進等**、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいること
 - ハ **電子処方箋や電子カルテ情報共有サービス等**、医療DXの取組を実施していること
 - ⑩ ⑨の掲示事項について、原則として**ウェブサイト**に掲載していること
 - ⑪ **サイバー攻撃に対する対策**を含め**セキュリティ全般**について適切な対応を行う体制を有していること
 - ⑫ **マイナポータル**の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること
- ⑥について当面の間、当該基準を満たしているものとみなす。ただし、保険薬局は、国等が全国で電子カルテ情報共有サービスの運用を開始した場合には、速やかに導入するように努めること。**

※3月5日公表の告示・通知を基に⑦について修正しました

電子カルテ情報共有サービスについては、2026年夏までに具体的な普及計画を策定する予定とされており、現在モデル事業が行われています。モデル事業で明らかになった課題に対応するための改修、検証を経て来年の冬頃を目途に全国で利用可能な状態にすること（運用開始）を目指しています。

現行		改定案
【調剤管理料】 医療情報取得加算 1点（年に1回限り）	➡	廃止

医科

Point

- ◆ 医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算を廃止
- ◆ 初診料・再診料・外来診療料加算として、電子的診療情報連携体制整備加算を新設
- ◆ 電子的診療情報連携体制整備加算と明細書発行体制等加算は併算定不可

現行		改定案
【初診料】 医療情報取得加算 1点（月に1回限り） 【再診料・外来診療料】 医療情報取得加算 1点（3月に1回限り）	➡	廃止

ベース点数	初診料			再診料	外来診療料
名称	電子的診療情報連携体制整備加算				
	加算 1	加算 2	加算 3	〃	〃
点数(月1回を限度)	15点	9点	4点	2点	2点
満たすべき要件					
電子レセプト請求	●	●	●	●	●
診療報酬明細書の無償交付	●	●	●	●	●
オンライン資格確認実施体制	●	●	●	●	●
オンライン資格確認にて得た情報活用体制	●	●	●	●	●
オンライン資格確認の十分な実績	●	●	●	●	●
DX推進院内掲示	●	●	●	●	●
ウェブサイト掲載	●	●	●	●	●
マイナポータルの医療情報に基づく健康相談応需体制	●	●	●	●	●
電子処方箋発行体制	●	○			
オンラインによる診療情報共有・活用体制	●	どちらかを満たす ○			

個別改定項目について(厚生労働省)
特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)(厚生労働省)
調剤報酬点数表(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655176.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001713895.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655180.pdf>

を加工して作成

本資料は、2026年3月6日時点の情報に基づき、編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。
本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

発行:T'sファーマ株式会社 マーケティング統括部